

第 1 当審査会の結論

富山県教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）が審査請求の対象となった公文書のすべてを非開示決定とした処分は妥当性を欠くから、これを取消し、新たに開示、非開示等の決定をすべきである。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、2016 年（平成 28 年）3 月 16 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

① 県立学校教職員の勤務評定がどのように行われているかわかるもの

（実施要綱など制度の内容のわかるもの。今年度（※平成 27 年度。便宜上記載）所属長あてに発出した文書、データ。今年度所属長対象に説明・研修で使用した文書、データ。）（以下「本件開示請求①」という。）

② 平成 28 年 1 月 1 日の昇給決定にいたる過程のわかるもの

（昇給内申に関して、今年度所属長あてに発出した文書、データ。所属長を対象とする説明・研修で使用した文書、データ。）（以下「本件開示請求②」という。）

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

諮問実施機関は、審査請求人の本件開示請求①及び本件開示請求②に対し、次のとおり、それぞれ公文書を特定したうえで、平成 28 年 4 月 28 日付け教第 58 号で、条例第 11 条の規定により非開示決定を行った（以下「本件処分」という。このうち、本件開示請求①に対する非開示決定を「本件処分①」と、本件開示請求②に対する非開示決定を「本件処分②」という。）。

ア 開示をしない理由

条例第 7 条第 6 号エに該当し、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保と適切な学校運営に支障を及ぼすおそれがあるとするもの。

イ 特定した公文書

本件処分に際して、本件開示請求に対する公文書を特定したとしているが、文書名については「①勤務評定に関する文書、②上位昇給に関する文書」と総括的に表示するのみで、個々の文書の名称は明らかにしなかった。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、2016 年 8 月 2 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 4 条の規定により諮問実施機関に対して審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。このうち、本件処分①に係る審査請求を「本件審査請求①」と、本件処分②に係る審査請求を「本件審査請求②」という。）。

(3) 当審査会への諮問

諮問実施機関は、条例第 19 条の規定により、平成 28 年 10 月 3 日付け教第 226 号-2 で本件審査請求について当審査会に諮問を行った。

第 3 審査請求の内容

審査請求人の審査請求書又は審査会意見書によれば、本件審査請求の趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

1 趣旨

「処分を取り消し、文書を開示する」との裁決を求める。

2 理由

私が求めているのは、県職員の評価制度と昇給手続きのしくみがわかる文書の開示であって、個々人の評価内容、個々人の昇給内申内容がわかる文書でない。公にしてしまうと「公正かつ円滑な人事の確保と適切な学校運営に支障を及ぼすおそれがある」評価制度と昇給手続きとはいかなる代物か。しくみ(ルール)が秘密になっていたのでは、透明性・公平性・納得性・合理性を確保した評価制度と昇給決定が行われているか否かがわからない。不透明な制度運用は、公正な人事管理がなされているかに疑念を抱かせることになる。

勤務評定の評価基準を非開示とすることは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の要請に依っていない。

3 その他の主張

公正で円滑な人事、学校運営を行うためには、勤務評定、人事評価の本人開示を進めるべきである。また、制度として認められている昇給理由書の本人開示について、校長の無理解から 2 回も開示を拒否されたことがある。そのことについて、諮問実施機関へ原因を明らかにし、再発防止を要請したが、どうなったのか知りたい。

第 4 諮問実施機関の説明

諮問実施機関は、弁明書又は当審査会の意見聴取で、本件処分について、次のとおり説明する。

審査請求書記載の「県職員の評価制度と昇給手続きのしくみがわかる文書」のうち、「県職員の評価制度のしくみがわかる文書」の開示を求めている。これらの情報は、任命権者が人事行政を円滑に運営するために、任用や人事異動などの基礎資料として定め、活用している情報であり、公に開示されるものでない。

また、審査請求書記載の審査請求の理由で「私が求めているのは、県職員の評価制度のしくみがわかる文書の開示であって、個々人の評価内容がわかる文書でない。」として開示を求めている。しかし、開示請求された文書等も個々人(県立学校教職員)にとっては、どのような評価等が行われているかが分かる重要な情報であり、かつ、適切な学校運営には欠かすことのできない情報であると判断している。審査請求書記載の「透明性・公平性・納得性・合理性」の確保が必要であるからという理由により、公にすることができるものでない。

したがって、開示の対象となっていない文書等を開示することについては、制度全体に対する信頼を失うことになりかねず、制度そのものが形骸化するおそれがある。

一方、審査請求書記載の「県職員の昇給手続きのしくみがわかる文書」の開示に係る文書については、本人の求めがあれば「昇給内申書」を開示しており、評価者と被評価者との間において透明性等の確保はなされている。「昇給内申書」以外の本人に対し開示する対象となっていない文書等は、人事行政の円滑な運営に係る情報であり、公に開示するものでない。

したがって、本人への開示の対象となっていない文書等を開示することについては、制度全体に対する信頼を失うことになりかねず、制度そのものが形骸化するおそれがある。

このことから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、富山県情報公開条例第7条6号エに該当するものと判断し、非開示とした。

第5 本件処分に対する当審査会の判断等

1 当審査会の役割

当審査会の担う役割は、条例に照らし、実施機関が行った処分の妥当性について審査することである。当審査会は、諮問実施機関から「2 審査会の判断 (1) 公文書の特定」に掲げる文書について提示を受け、本件処分の妥当性について審査を行った。

2 当審査会の判断

(1) 公文書の特定

審査請求人の本件開示請求に対し、諮問実施機関が本件処分特定した公文書（以下「本件公文書」という。）は、次のとおりである。

- ①平成 27 年 9 月 2 日付け教秘第 369 号通知及び同添付文書（A 4 版 15 枚）
- ②『富山県立学校の勤務評定』（昭和 49 年 10 月）（A 4 版 36 枚）
- ③平成 27 年 11 月 20 日付け教秘第 475 号通知及び同添付文書（A 4 版 11 枚）

当審査会が見分したところ、本件公文書は、本件開示請求で審査請求人が開示を求めていた公文書であると認められるものであった。

(2) 本件処分の妥当性

諮問実施機関は、諮問書で本件公文書を「それぞれ人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保と適切な学校運営に支障を及ぼすおそれがある」という理由で非開示としたとしているから、この主張の妥当性について審議する。

ア 公表されている情報について

まず、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件等については、地方公務員法をはじめ、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 34 号）、富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年富山県条例第 5 号）、給料に関する規則（平成 18 年富山県人事委員会規則第 258 号）、富山県立学校職員服務規程（昭和 32 年富山県教育委員会訓令第 4 号）等の法令で規定するほか、これら法令の授権に基づき各任命権者等において細部にわたる運用等が定められている。これらのうち、法律、条例、規則及び訓令については、それぞれ官報又は富山県報により公布されているところである。

当審査会が本件公文書を見分したところ、本件公文書に記録された情報の一部には、これらの法令等の規定と同様の内容が記載されているものや、当該法令の条文そのものを記述している部分もあった。このため、官報又は富山県報により公布されている部分

については、特段、開示又は非開示について検討する余地はない。

イ 条例第7条第6号エの該当性

次に、諮問実施機関は「開示の対象となっていない文書等を開示することは、制度全体に対する信頼を失うことになりかねず、制度そのものが形骸化するおそれがある」から条例第7条第6号エに該当し非開示であると主張する。

このため、当審査会は、意見聴取で諮問実施機関に対し、条例第7条第6号エに掲げる「人事に関する事務に関し、公正なかつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の本件処分に係る内容及びその蓋然性について説明を求めた。

しかし、このことについて、諮問実施機関からは、具体的な説明はなされなかった。また、諮問実施機関の「本件処分に際し、個々に公文書の開示又は非開示について検討した」という説明についても、条例に則った開示又は非開示の十分な検討が行われていたかは明らかにされなかった。

さらに、県職員の評価制度の「仕組み」が公開されず、また、県職員の評価を行う関係者以外に「評価制度」が判らない状況下において、「制度全体に対する信頼を失う」、「制度そのものが形骸化する」とする諮問実施機関の理由は、納得性を欠くものといえる。

よって、本件公文書を開示することは、条例第7条第6号エに該当しない。

(3) 結論

以上のとおり当審査会は、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査請求人のその他の主張

前述のとおり当審査会の担う役割は、当審査会に諮問された本件処分の妥当性を条例に照らし調査及び審議することであり、これら以外の処分について調査及び審議並びに判断する立場にない。

第7 付言

地方公務員に人事評価制度を導入する地方公務員法が平成26年5月に改正及び公布され、平成28年4月1日に施行されている。

本件開示請求時（平成28年3月16日）及び本件処分時（同年4月28日）の地方公務員法において、「人事評価の基準を公表しなければならない」とする明文の規定は存在しない。

しかしながら、平成26年8月15日付け総行公第67号総行経第41号総務省自治行政局長通知では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の技術的助言として、「人事評価制度に関する規程等においては、国の人事評価制度などを参考に、評価基準の明示（略）などについて、必要な規定等を設けておくことが適当であること」とされている。

こうしたことから、新たな人事評価制度は、客観性及び透明性を高める趣旨から評価の基準を公表するものであることは、うかがえるところである。

このため、当審査会は、諮問実施機関において、地方公務員法の改正の経緯や地方自治法に基づく技術的助言を踏まえた対応を期待するものである。

第8 当審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成 28 年 10 月 3 日	教育委員会から諮問書を受理
平成 28 年 12 月 12 日	審査請求人に意見書の提出を依頼
平成 28 年 12 月 16 日 (第 146 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審議
平成 29 年 1 月 30 日 (第 147 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人の意見書を受理 ・ 審査請求人から意見を聴取 ・ 教育委員会から非開示理由等を聴取
平成 29 年 3 月 10 日 (第 148 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議
平成 29 年 4 月 19 日 (第 149 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議
平成 29 年 5 月 31 日 (第 150 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
斉 藤 寿	北日本新聞社常務取締役	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	